

議員提出第14号議案

国会での憲法論議の推進及び国民的議論の喚起を求める意見書提出の件
国会での憲法論議の推進及び国民的議論の喚起を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年6月24日提出

提出者 神戸市会議員

安井俊彦	安達和彦	守屋隆司
坊やすなが	村野誠一	坊池正
平井真千子	山口由美	河南ただかず
しらくに高太郎	山下てんせい	五島大亮
植中雅子	岡田ゆうじ	吉田健吾
上畠寛弘	平野達司	岡村正之
大野陽平	吉田謙治	大澤和士
北川道夫	藤本浩二	沖久正留
菅野吉記	軒原順子	堂下豊史
高瀬勝也	徳山敏子	門田まゆみ
高橋としえ	住本かずのり	外海開三
三木しんじろう	黒田武志	山本のりかず
ながさわ淳一	さとうまちこ	辻康裕
川口まさる	松本しゅうじ	村上立真

理 由

国会での憲法論議の推進及び国民的議論の喚起を国に要望する必要があるため。

令和 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } 各宛て

神戸市会議長 壬 生 潤

国会での憲法論議の推進及び国民的議論の喚起を求める意見書（案）

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の基本原則の下、我が国における平和と民主主義の発展に大きな役割を果たしてきました。今後もこの三大基本原則は、堅持されなければなりません。

一方、日本国憲法の施行以来70余年が経過した今日、我が国をめぐる国際情勢や国内における社会の大きな変化を踏まえ、国民の安全及び福祉の向上に対応していくことが求められています。

このような状況の中、平成19年に日本国憲法の改正手続に関する法律の成立により、国会に憲法審査会が設置され、日本国憲法第96条に定める国民投票が可能となりましたが、国会での議論が進展しているとは言い難い状況であります。

日本国憲法は、第98条に規定されているとおり最高法規であり、国会はもちろんのこと主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきものであります。

よって、国におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。